



定 款

一般財団法人 J T L つなぐ未来財団

一般財団法人 J T L つなぐ未来財団 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般財団法人 J T L つなぐ未来財団と称する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

当法人は、子ども及びその家庭を取り巻く環境の改善並びに子どもの健全な育成を図るとともに、子どもたちが安心して成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの居場所づくり、学習支援及び子ども食堂等の運営を行う団体並びに養護施設に対する助成及び活動支援に関する事業
- (2) 子どもの貧困対策に取り組むボランティア団体、NPO法人、養護施設その他の団体への助成事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

第5条 (財産の拠出)

設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

第6条 (財産の種類)

当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、当法人の事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条の財産目録に基本財産として特定された財産
- (2) 基本財産として寄付された財産
- (3) 評議員会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条 (基本財産の維持及び処分)

基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第8条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

第9条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、評議員及び債権者の閲覧に供するものとする。

第10条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号の書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等に供するものとするとともに、この定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、同様の閲覧等に供するものとする。

- (1) 監査報告

第4章 評議員

第11条（評議員）

当法人に評議員3名以上を置く。

第12条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

第13条（任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第14条（評議員に対する報酬等）

評議員は無報酬とする。ただし、評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

- 2 評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

第5章 評議員会

第15条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第16条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 残余財産の帰属先の決定
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 収支予算（事業計画を含む）の承認
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 合併の承認、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

第17条（開催）

評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第18条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第 19 条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、評議員総数の過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 20 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名を行う。

第 6 章 役員

第 21 条（役員の設置）

当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- (2) 監事 1 名以上

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

第 22 条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事には、当法人の理事及び評議員並びに当法人の職員が含まれてはならない。
- 4 理事を選任する場合には、各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3 分の 1 以下でなければならない。
 - イ 当該理事（清算人を含む。以下この項において同じ。）の配偶者

- ロ 当該理事の三親等以内の親族
- ハ 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ニ 当該理事の使用人
- ホ 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- ヘ ハからホに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

第 23 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 24 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第 25 条（役員の任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 26 条（役員の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 27 条（報酬等）

理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

第7章 理事会

第28条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第30条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第31条（決議）

理事会の決議は、法令若しくは定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、理事総数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 収支予算（事業計画を含む）の承認
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (3) 重要な財産（基本財産を含む。）の処分及び譲受け
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 公益目的事業以外の事業に関する重要な事項
- (6) 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合におけるその株式又は出資に係る議決権の行使

第32条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名を行う。

第8章 定款の変更及び解散

第33条（定款の変更）

当定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

第34条（解散）

当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

第35条（残余財産の処分等）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号イからトまでに掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

第36条（公告の方法）

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

第37条（設立時評議員）

当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 野原康子、伊藤智之、棚川直樹

第38条（設立時役員）

当法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 野原祐樹、棚川富久子、木村琴女

設立時監事 中島和人

第39条（設立時代表理事）

当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 岐阜県大垣市外濑二丁目162番地1 野原祐樹

第40条（最初の事業計画等）

当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第9条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

第 41 条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。

第 42 条（設立者の名称及び住所）

設立者の名称及び住所は次のとおりである。

設立者 岐阜県大垣市内原一丁目 7 1 番地

JAPAN TESTING LABORATORIES 株式会社

第 43 条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

（財産目録）

第 1 基本財産以外の財産

設立者 JAPAN TESTING LABORATORIES 株式会社

①現金 金 3 0 0 万円

以上、一般財団法人 JTL つなぐ未来財団 設立に際し、設立者 JAPAN TESTING LABORATORIES 株式会社の定款作成代理人である司法書士法人名南経営は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和 8 年 4 月 1 5 日

設立者 住所 岐阜県大垣市内原一丁目 7 1 番地

名称 JAPAN TESTING LABORATORIES 株式会社

代表者 代表取締役 野原祐樹

上記設立者の定款作成代理人

名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号 JP タワー名古屋

司法書士法人名南経営

代表社員 荻野恭弘

司法書士法人
名南経営

同一の情報の提供

提供の日付：2026年5月15日

公証人：20010014 鈴木 芳 胤



所属法務局：岐阜地方法務局

公証役場：岐阜公証人合同役場

岐阜市橋本町1丁目10番1号

請求対象の登簿管理番号：26-2001001402001557

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2026年5月15日

請求対象の処理公証人：20010014 鈴木 芳 胤

所属法務局：岐阜地方法務局

公証役場：岐阜公証人合同役場

岐阜市橋本町1丁目10番1号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。